

中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について

3 貿易局第15号 (3. 4. 22)

改正①輸入注意事項9第13号 (9. 10. 2) ②輸入注意事項14第25号 (14. 5. 17)

③平成20. 03. 19貿易局第2号 (20. 3. 26)

平成3年4月25日以降、中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合は、平成3年4月22日付け3貿易局第158号、輸入注意事項3第6号（中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品の2号承認制移行について）により2号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部遠洋課で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。

①②

記

1 受付期日

平成3年4月25日以降、毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで

2 提出先 ①②

農林水産省水産庁資源管理部遠洋課

3 提出書類 ③

- (1) 別紙様式1による確認申請書 2通
- (2) 当該貨物の原産地の公的機関が発行する原産地証明書等原本及び写し 1通
- (3) 当該漁法及び漁場についての確認書 1通
- (4) 当該貨物の漁獲時から日本に輸入するまでの売買、加工、輸送等貨物の流れを証する書類 1通
- (5) 別紙様式2による使用原料確認票 1通

(注) 1 原本は照合の上返却します。

- 2 (5)については、調整品を輸入する場合について、当該調整品の使用原料ごとに作成し、提出してください。また、既に使用原料確認票の確認を受けている原料を使用した調整品に係る申請をする場合は、(2)から(4)までの書類 ((4)については、使用原料に係る漁獲時から中華人民共和国までの貨物の流れを証する書類に限る。) の書類の提出に代えて、当該使用原料確認票の原本を提出してください。

- 3 上記の提出書類のほかにも必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

追

⑱

〔裏面〕②③

記入要領

- (1) 「申請者名」欄には、会社名又は個人名を記載するものとし、記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任されたものを含む。）に限ることとする。
- (2) 「種類」の欄には、漁種及び形態を「べにざけ、ラウンド、冷凍」等、具体的に記載すること。
- (3) 「輸入数量」欄には、重量で表示を行うこと。
- (4) 種類別輸入数量には、漁種別に重量で表示を行うこと。
- (5) 「輸入金額」欄には、円及び米ドルで表示を行う。また、決済通貨が米ドルの以外の通貨建ての場合には、かつこ書で併記すること。また、金額に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。なお、米ドルと米ドル以外の換算率は、昭和34年1月31日付け輸入注意事項34第3号（決済通貨等の取扱いについて）により、貿易経済協力局長が定める換算率を適用するものとする。なお、当該換算率は原則として毎月25日に「経済産業公報」及び「通商弘報」に公表しているので、この換算率を翌月記載の確認申請書に適用するものとする。
- (6) 「輸入契約の相手国」及び「輸入契約の相手方」欄は各々の地域の表示方法によること。
- (7) 「輸入契約条件」欄には、当該契約の該当する建値に○印を付すこと。「その他」の契約条件を詳細に記載すること。
- (8) 「船積予定年月日」及び「入着予定年月日」欄には、それぞれの予定年月日を記載すること。なお、予定年月日について幅がある場合は、それぞれ期間を記載すること。
- (9) 「船積港」欄には、船積港名を記載すること。なお、船積港が複数の場合には、船積港別に確認書を提出する必要がある。
- (10) 「入着港」欄には、予定の最終陸揚港を記載すること。
- (11) 「漁獲水域」欄には、輸入予定の魚種別、形態別に漁獲の行われた水域を記載すること。
- (12) 「漁獲方法」欄には、輸入予定の魚種別、形態別に漁法（例えば、定置網、はえなわ等）を記載すること。
- (13) 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- (14) 欄に記載し切れないときは、別紙として添付すること。
- (15) 「確認番号」欄には、調整品を輸入する場合のみ記載することとし、当該調整品に係るすべての原料の使用原料確認票（別紙様式2）の確認番号及び当該使用原料に係る申請回数を記載すること。

なお、別紙様式2による確認を新規に申請する場合には、「新規」と記載する。

[別紙様式2]

中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ
及びますの調整品の輸入に係る使用原料確認票

水産庁遠洋課長 殿

申請年月日

申請者名

住 所

電 話 番 号

※確認番号
※確認年月日

下記の貨物について、中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及びますの調整品の原料として使用することについて確認されたく申請します。

記

漁	獲	時	期
漁	獲	水	域
原	獲	方	法
イ	シ	産	地
(有償・無償)	ン	ス	号
の別記	ボ	の	番
入)	イ	別	号
B	／	番	入
カ	—	シ	号
キ		ト	数
		ロ	数
		キ	数
			kg

上記のとおり確認する。

水産庁遠洋課長 印

第3部-1 中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及び必ず並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について

[裏面]

原料使用履歴

確認を受けた表面の原料について、下記のとおり調整品に使用したので、確認をお願いします。

記

申請年月日	原料使用量	原料在庫量	確認年月日及び水産庁遠洋課押印※	備考